令和５年３月29日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

# 経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠125mg）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その３）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、大阪府から通知がありました。

同通知は、標記経口抗ウイルス薬に関し、本年３月31日以降における、国購入分（以下「国購入品」）及び薬価収載分（以下「一般流通品」）の取扱い等を知らせるものです。

詳細につきましては、厚生労働省事務連絡（下記サイト掲載）をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

（関係機関には大阪府から案内が直送されています）

記

●大阪府通知に関する問い合わせ先（大阪府健康医療部）

感染症対策支援課支援企画グループ　06-4397-3289　内4527

●厚生労働省事務連絡より引用（抜粋）

１．　チェックリストの取扱（配分事務連絡別紙１の６【２】関係）

これまで医療機関が院外処方を行う際には、薬局に対して「適格性情報チェックリスト」を送付していたが、３月31日以降に院外処方を行う場合には、「適格性情報チェックリスト」の送付は不要であること。

２．　投与実績の報告（配分事務連絡別紙１の６【１】及び【２】関係）

・これまで国購入品を使用した際には、ゾコーバ登録センターに投与実績を入力していたが、３月31日以降に国購入品を使用した場合には、同センターに対する投与実績報告は不要であること（３月30日までに使用した国購入品の投与実績については、３月31日をもって、登録センターが閉鎖するため、同日17時までに入力すること）。

・他方、国購入品については使用実績や在庫数等を国が把握する必要があるため、当該医療機関及び薬局におかれては、国から求めがあった場合には速やかに提出できるよう、引き続き使用実績や在庫数等について把握すること。

・製造販売業者から各都道府県に週３回（月・水・金）メールで共有を行っていた「登録済み医療機関リスト」及び「在庫発注を行ったゾコーバ対応薬局リスト」については、３月31日（金）をもって配信を終了すること。

３．　薬局間譲渡等（配分事務連絡別紙１の７関係）

・「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠125mg）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（周知）（その２）」（令和５年３月22日付け事務連絡）でお示しした通り、現在薬局間譲渡を認める方向で調整しており、その手続きや要件については、追ってお知らせすること。それまでの間は、国購入品の薬局間譲渡に関しては、引き続き行わないこと。

・国購入品を保管している薬局又は医療機関が閉局又は閉院する際には、従前通りあらかじめ製造販売業者及び厚労省に相談すること。

４．　国購入品・一般流通品共通の同意書の取扱について

本剤は緊急承認されたものであり、承認時において有効性及び安全性に係る情報は限られており、引き続き情報を収集中であることから、本剤の使用に当たっては、国購入品・一般流通品のいずれについても、あらかじめ患者又は代諾者に、その旨並びに有効性及び安全性に関する情報を十分に説明し、引き続き、同意書の取得を行うこと。

なお、妊娠している女性、妊娠している可能性のある女性、又は妊娠する可能性のある女性へ投与する際の留意点については、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠125mg）の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（周知）（その２）」（令和５年３月22日付け事務連絡）を確認すること。

●通知文書掲載先（厚生労働省ホームページ。2023年3月28日付通知ご参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）